

広 尾 町
市 街 地 区
津波避難地域計画

(令和6年10月改正)

<用語の説明>

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

- (1) 津波浸水予想地域
想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。
- (2) 避難対象地域
津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいう。
- (3) 避難目標地点
津波の危険から、生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。
- (4) 避難路、避難経路
避難するための経路で、町が指定する避難路又は自主防災組織などが設定するものをいう。
- (5) 緊急避難場所
津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に市町村が指定するものをいう。
- (6) 避難困難地域
津波の到着時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。
- (7) 避難所
一定期間の避難生活を行う施設で、町が指定するものをいう。

※(3)、(5)、(7)を総称して「避難先」という。

改正履歴

- ・平成26年3月
- ・令和2年2月(一部改正)
- ・令和5年10月(一部改正)
- ・令和6年10月(一部改正)

1 目的

この計画は、津波が発生した場合又は発生する恐れがある場合の津波災害に対し、自助・共助の考えのもと、事前に備え、安全を確保するための地区ごとの避難計画であり、市街地区域の町内会が作成するものである。

2 計画の修正

この計画は必要があると認められるときは、修正する。

3 町内会の役割

各町内会は、会員の安全確保のため、平時から津波避難に関する取り組みを行い、津波発生時には、迅速に避難行動できるように努めるものとする。

4 津波到達予想時間の設定

この避難計画では、令和3年7月に北海道が公表した津波浸水想定に基づき、津波到達予想時間を次のとおり想定する。

想定する津波の高さ：

代表地点	最大津波高 (m)	第1波到達時間 (分)
十勝港	16.8	38
広尾川河口	17.8	38

<最大津波高>津波襲来時の海岸線での最大の海面の高さ（標高で表示）

<第1波到達時間>海岸線において第1波の最大到達高さが生じるまでの時間

5 避難等のルール

広尾町津波避難計画（全体計画）に基づき、次のとおり避難等のルールを定める。

(1) 避難方法

避難先までの避難方法は、原則徒歩避難とする。

ただし、避難先までの距離、所要時間、津波到達時間などを考慮し、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、又は、自動車による避難がより安全で確実と見込まれる場合（5ページ8「自動車による避難」参照）は、自動車の使用を制限しないこととする。

【徒歩避難が可能な距離】

津波到達時間と避難する際の歩行速度に基づき、避難開始から津波到達時間までの間に避難が可能な距離の目安は、次のとおりとする。

避難可能距離	=	歩行速度	×	津波到達予想時間
1,500m	=	(1.0m/秒 ^{※1} × 60秒)	×	(30分 - 5分 ^{※2})

※1 老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度

※2 避難開始までに要する時間

(消防庁の津波避難対策検討マニュアル検討会報告書より)

＜自動車使用の考え方＞

自動車による避難は、やむを得ない場合を想定したものであり、自動車の使用を推奨しているものではない。また、自動車による避難には限界量があることを認識し、抑制するよう努めるものとする。

①自動車による避難対象者

やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合、又は、自動車による避難がより安全で確実と見込まれる場合の考え方は、次のとおりとする。

- 1) 高齢者又は障がい者など歩行困難者（要援護者）の避難
- 2) 避難訓練等の結果、津波到達予想時間（30分以内）までに緊急避難場所まで避難できない者の避難

②自動車による避難の注意事項

自動車による避難には、道路の損傷や沿道の建築物の倒壊による交通傷害、渋滞の発生等の危険性が伴うことを認識するとともに、徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとならないよう注意すること。

(2) 避難先での対応

避難先に避難した後、自主防災組織（町内会）は、避難先に居る会員の安否確認を行うこととする。

そのため、事前に会員名簿等を整備し、避難の際には、非常持出品として携行するよう努めることとする。

(3) 避難所への移動

第一次避難所への移動は、津波の危険を回避するため津波警報解除後とする。

しかしながら、津波警報解除には、数時間から数十時間かかることが予想されるため、津波警報が解除される前に町職員等が施設の安全性を確認した場合には第一次避難所への移動を可能とする。

<第一次避難所>

町内会名等	名称	住所	電話番号	収容可能 人数
上浜・入舟町 9丁目（一部） 十勝港漁港区 第2ふ頭	東地区集会所 たんぼぼ会館	西1条1丁目2	-	20
	広尾町商工会館	本通5丁目	2-3101	20
	コミュニティセンター	西4条7丁目2	2-2111	45
	老人福祉センター	東1条11丁目12	2-6614	30
	広尾中学校	並木通東1丁目12	2-2089	250
	広尾高校	並木通東1丁目10	2-2198	150
十勝港第3ふ頭 第4ふ頭	青少年研修センター	公園通北2丁目51	2-2603	145
	ひろお保育園	公園通北2丁目51	2-2113	90

(4) 津波一時避難場所の管理

いざという時に使用することが困難とならないよう、緊急避難場所及び避難路を日頃から点検し、草刈等の管理を行うものとする。

地区名	避難対象地域 (町内会名)	避難目標地点 (緊急避難場所)	主な避難路	避難困難地域
市街地	上浜・十勝港漁港区	旧広尾保育所グラウンド	別図6参照	-
	入舟町・9丁目	老人福祉センター駐車場		-
	十勝港南ふ頭 第2ふ頭	第2ふ頭避難階段空き地 老人福祉センター駐車場		-
	十勝港第3ふ頭 第4ふ頭	十勝港展望台		-